

陳 情 文 書 表	
番号 3-5	受付 令和3年5月20日
件名 「所得税法第56条見直しの意見書を国に提出することを求める」陳情書	

【陳情趣旨】

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし日本の税制は、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、その対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達しない額です。このことにより、家族従業者は社会保障や行政手続などの面で不利益を受けています。

政府は「青色申告にすれば家族従業者の給料を経費にできる」（所得税法第57条）と言いますが、働いている実態が同じでも申告の方法によって労働の対価に対する評価が違うのは人権侵害です。青色申告の申請には条件として記帳の義務があり、その条件を満たしていないと青色を取り消されることもあります。また、白色申告者にも2014年から記帳は義務化されており、記帳がいかげんだから家族の働き分を認めないと言うのは、もはや道理がありません。

家族従業者の人権を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書は、2021年3月23日現在で、全国555の自治体で採択されています。第4次男女共同参画基本計画は、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記しています。世界の主要国では家族従業者の働き分を必要経費と認めています。

国連女性差別撤廃委員会は2016年3月「所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。日本弁護士連合会（日弁連）も2017年11月、政府への意見書に「家族従業者本人の労働の対価と明確に位置付けられるよう」と、所得税法第56条、57条の見直しを正式に盛り込んでいます。

日本のジェンダーギャップ指数は156か国中、120位（世界経済フォーラム2021年発表）です。個人事業の家族従業者の8割が女性であり、その労働の対価を税制の面から対等、平等に評価することは、ジェンダー平等を目指す世界の流れに合致します。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

【陳情事項】

- 1、所得税法第56条を見直すことを求める意見書を国に提出すること。

陳 情 文 書 表	
番号 3-6	受付 令和3年5月21日
件名 再生可能エネルギーのさらなる促進で脱炭素社会と脱原発の実現を求める陳情書	

気候危機により人類及び全生物の生存基盤が脅かされています。気候危機は私たち人間が生み出す二酸化炭素が原因です。再生可能エネルギーの導入拡大は二酸化炭素を減らす最も有効な手段です。政府が策定中のエネルギー基本計画においてはエネルギーミックスをどのように計画するかが大きな岐路になります。

東日本全体が壊滅する可能性すらあった東京電力福島第一原子力発電所事故から、今年は10年の節目を迎えました。廃炉の見通しもいまだ立たず、汚染水の処理もできず、暮らしを奪われたままの方もたくさんいます。この事故で、私たちは改めて原発の安全管理や経済性などの様々な問題に直面し、原発に頼る暮らしから転換する必要性を痛感しました。

一方、再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、安全で多様な低炭素の国産エネルギー源であり、かつ技術革新によるコスト低減により、世界の潮流となっています。将来の世代のために、早急に日本も再生可能エネルギーの主電源化に向けて政策を強化すべきです。

よって、政府が策定中のエネルギー基本計画改定にあたっては、以下を最大限反映させるよう、大和市議会として意見書を提出されるよう陳情いたします。

1. 再生可能エネルギー電力目標を2030年度60%以上、2050年度100%にすること
2. 原子力発電の速やかな廃止と、石炭火力発電は段階的に縮小し2050年までに廃止すること
3. 再生可能エネルギーを主電源とする政策を推進すること

以上

陳 情 文 書 表			
番号	3-7	受付	令和3年5月24日
件名	大和市立小学校に通う子どもに水泳を学ぶ機会をつくることを求める陳情書		

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、体育科水泳を学ぶ機会を失った子どもに対し、新型コロナウイルス感染拡大収束後、大和市主催の水泳教室等の開催を陳情します。

大和市立小学校は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で2年続けて水泳の授業が中止になりました。それにより第1学年及び第2学年は十分に水に慣れ親しみ水中での動きを楽しく身につける機会が、第3学年及び第4学年は泳法につながる初歩的な泳ぎを楽しく学ぶ機会が、第5学年及び第6学年は心地よく泳いだり、泳ぐ距離を伸ばしたりする泳法学習の機会が失われてしまいました。また全学年への共通することとしては、水中安全教育、水泳の事故防止に関する心得と実践する能力を学ぶ機会もなくなりました。

(平成26年3月文部科学省学校体育実技指導資料第4集水泳指導の手引三訂版)

小学校では、習い事で水泳を行っている子どもがおります。また新型コロナウイルス感染拡大収束後ではありますが、子どもを参加させることに不安を感じる保護者もおります。

参加は希望制で、大和市主催で水泳教室の開催等、子どもが水泳を学ぶ機会づくりへの支援を希望します。